

様式 1

整理番号

健康－法申－54

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	財団たる医療法人の残余財産の処分の認可
概要	旧医療法において、法人の寄附行為によって処分しきれない残余財産は、清算人が大阪市保健所長の認可を受けて処分します。 この規定は、経過措置型医療法人に対して適用されます。
根拠法令等 及び条項	医療法附則第10条第2項 旧医療法第56条第3項
審査基準	「医療法人制度について」(平成19年3月30日医政発第0330049号厚生労働省医政局長通知)による。
標準処理期間	20日
経由日数	なし
提出先	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ
提出時期	事前審査終了後
提出方法	財団たる医療法人の残余財産の処分の認可申請書及び添付書類を健康局保健所保健医療対策課へ提出してください。
手数料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
ホームページ	
備考	